

(別紙)

根拠法令条項

荷主：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律第四十五条第二項、第三項、第六項及び第七項、第四十六条、第四十七条第一項及び同項第三号並びに第三項並びに第四十八条並びに「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（仮称）」による改正後の物資の流通の効率化に関する法律施行令第六条第一項（令第七条第一項において準用する場合を含む。）

連鎖化：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）による改正後の物資の流通の効率化に関する法律第六十四条第二項及び第三項、第六十五条、第六十六条第一項及び同項第三号並びに第三項並びに第六十七条並びに「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（仮称）」による改正後の物資の流通の効率化に関する法律施行令第十条第一項において読み替えて準用する令第六条第一項